

新規就農者養成事業実施細則

平成30年4月1日
熊本県酪農業協同組合連合会

(要領第6条関係)

第1条 新規就農者育成事業実施要領（以下、「要領」という。）第6条の「酪農研修対象者」とは、基本的に次に掲げる項目に該当する者で、酪農技術が未熟で酪農研修を希望する者をいう。

ア. 酪農後継者

酪農家の子弟で、学校を卒業した後就農して間もない者又は近々就農が見込まれる者。

イ. 新規参入者

非酪農家出身者で、新たに酪農経営を開始して間もない者、又は近々酪農経営を開始することが見込まれる者。

ウ. 他産業からの就農希望者

農家の子弟で、会社等の他産業に就職していた者で離職した後、実家で就農して間もない者又は近々就農が見込まれる者。

エ. 酪農ヘルパー

酪農ヘルパーとして熊本県酪農ヘルパー組合への就職が見込まれる者。

② 要領第6条②に定める「就農または酪農経営を開始することが見込まれること」とは、「研修終了後、本会管内において就農または独立して酪農経営を開始することが確実に見込まれること」をいう。

(要領第9条関連)

第2条 要領第9条に定める「申込書」の様式は、別紙（様式1）のとおりとす。

(要領第10条関連)

第3条 要領第10条に定める「書類審査」「面接審査」の内容は、主に次の項目について確認するものとする。

ア. 酪農に取り組む決意があること。

イ. 酪農をやりたい動機が明確であること。

ウ. 酪農経営について（規模、飼養形態、収入見込、生活費等）。

エ. その他必要な事項。

(要領第11条関係)

第4条 要領第11条の「確認書」の内容は別紙（様式2）のとおりとする。

(要領第13条関係)

第5条 要領第13条の「研修日誌」の内容は別紙（様式3）のとおりとする。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行する。

(様式1)

新規就農者養成事業申込書

年 月 日

熊本県酪農業協同組合連合会 御中

ふりがな		性別	写 真 行 30 4cm×3cm
氏 名	Ⓜ	男・女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)		
現住所	〒		
電話番号	電話：	携帯：	
FAX番号			
メールアドレス ※			

※添付書類をデータで送る場合があります。

最 終 学 歴			
最終学校名	科 名	就学期間	卒業・中退
		年 月～ 年 月	

職 歴			
勤務先名	職 名	就業年月日	離・転職年月日

資 格 ・ 免 許		
年	月	内 容

農業経験・研修の有無		
年 月 (期間)	場 所	内 容
年 月 ()		
年 月 ()		
年 月 ()		

(様式2)

酪農研修に関する確認書

新規就農者養成事業実施要領にもとづく酪農研修について、熊本県酪農業協同組合連合会（以下「甲」という）と研修牧場等（以下「乙という」）及び研修生（以下「丙という」）は3者間で以下の通り確認する。

(研修生の身分)

第1条 甲は丙を酪農研修生として受け入れる。

(研修期間)

第2条 研修期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(研修する内容)

第3条 丙の研修する内容は、次のとおりである。

- ①乙での酪農経営、飼養管理技術の習得に関すること。
- ②乙での機械等の操作に関すること。
- ③甲が行う酪農に関する知識習得（講座）に関すること。
- ④甲が指定する酪農に関する研修に参加し基礎的知識を習得すること。
- ⑤その他甲が指定する就農に必要なこと。

(研修場所)

第4条 丙の研修する場所は乙の施設、圃場等および甲の指定する研修会場等とする。

(研修時間、休日等)

第5条 丙の甲及び乙での研修時間等については次のとおりとする。

- ①研修時間 8時30分～17時30分の1日8時間とする（休憩時間は1時間）。
ただし、搾乳・飼養管理研修等、作業内容、時季等により変更することがある。
- ②休日 月8日
ただし、時季等により変更することがある。
- ③研修手当 支給しない。

(研修生の責務)

第6条 丙は、研修期間中、甲及び乙の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- ①研修計画に即して必要な研修を習得しなければならない。
- ②研修日誌を記録し、乙に1週間ごとに提出するものとする。乙は甲に1か月ごとに写しを提出するものとする。
- ③研修期間中に知り得た甲、乙の業務上の機密、または甲、乙と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、他に漏洩してはならない。
- ④甲、乙の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。
- ⑤研修期間中の不慮の事故に備え、予め傷害保険に加入しなければならない。

(研修受け入れ先の責務)

第7条 甲及び乙は、丙が独立・自営就農または雇用就農できるよう、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- ①適切に生産技術等を教えなければならない。
- ②研修状況、研修日誌等により、適正に研修が実施されているか確認する。実施されていない場合は関係機関とも連携し是正する。
- ③丙を労働者として扱ってはいけない。

(巡回指導)

第8条 甲は丙の管理監督を行うため、関係機関と連携し半年に1回以上の巡回指導を行う。

(損害賠償)

第9条 丙は研修期間中に丙の責任により甲または乙および第3者へ経済的損害を与えた場合は、その賠償責任の責を負う。

2 丙は、研修における不慮の事故について、第6条⑤に規定の損害保険の給付があったときには、甲及び乙に対し、当該不慮に事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

(研修の中止)

第10条 甲は丙が研修期間中に誠実な研修を遂行できていない等の事由により、研修生として不適格と認めた場合は研修を中止する。

(研修の休止)

第11条 丙が病気等によるやむを得ない事情により期間途中で研修を中止する場合は、事態発生後速やかに甲に申し出なければならない。

(研修の辞退)

第12条 丙が期間途中で辞退する場合は、辞退する日の1ヵ月前までに甲に申し出なければならない。

(雑則)

第13条 この契約について、規定がないとき、および疑義がある場合は、3者にて協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本証書3通を作成し、甲・乙・丙署名（または記名）押印のうえそれぞれ各1通を補完する

平成 年 月 日

甲 住所 熊本市東区戸島5-10-15
熊本県酪農業協同組合連合会
代表理事会長

乙 住所

丙 住所

(様式3)

研修日誌

研修生氏名

月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()	研修内容			研修 牧場 確認
		午前	午後	気づき・疑問点 課題等	
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
月 日 天候	研修場所 () 研修時間 ()				
研修機関確認		研修牧場所見			